

令和4年の台風14号および台風15号により被災されたお客さまに対する  
特別措置の実施について

大阪ガス株式会社

このたびの台風14号および台風15号により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

大阪瓦斯株式会社(以下、「大阪ガス」といいます。)では、このたびの台風により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、大阪ガスの電気をご契約中のお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 特別措置の内容について

(1) 支払期限日の延長

2022年8月分、9月分、10月分および11月分の電気料金の支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

ただし、支払期限日の延長は、台風14号の災害救助法対象地域のお客さまは支払期限日が2022年9月17日以降、台風15号の災害救助法対象地域のお客さまは支払期限日が2022年9月23日以降となるものに限りです。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災日から電気を全く使用されない場合は、被災日が属する月の翌月分の電気料金から6ヶ月間に限り、電気料金を免除いたします。

(3) 被災設備の基本料金相当額の免除

お客さまの電気設備が被災により一時的に使用不能となった場合は、2023年3月末日までの期間において、使用不能となった設備に相当する基本料金を免除いたします。

なお、お申し出の際は対象設備の容量または電力をご申告いただきます。また、当該設備を復旧もしくは更新された場合は速やかにお申し出いただきます。

2. 対象となるお客さま

今回の措置は以下の地域にお住まいでかつ、大阪ガスの電気をご契約中のお客さまが対象となります。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、2022年10月31日までに大阪ガスにお申し出いただきます。

○本件に関するお問い合わせ先

大阪ガスお客さまセンターフリーダイヤル 0120-123-627

受付時間：（月～土） 午前9時～午後7時

（日・祝） 午前9時～午後5時

○台風 14 号の災害救助法対象地域

●中国電力エリア

県名	市町村名
山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町
広島県	大竹市、廿日市市
島根県	益田市、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町

●四国電力エリア

県名	市町村名
高知県	全市町村
徳島県	三好市、那賀郡那賀町、海部郡海陽町
愛媛県	上浮穴郡久万高原町、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、西条市、新居浜市、四国中央市

●九州電力エリア

県名	市町村名
福岡県	全市町村
佐賀県	全市町村
長崎県	全市町村
大分県	全市町村
熊本県	全市町村
宮崎県	全市町村
鹿児島県	全市町村

○台風 15 号の災害救助法対象地域

●中部電力エリア

県名	市町村名
静岡県	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町
愛知県	豊橋市、新城市、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村
長野県	飯田市、伊那市、下伊那郡天龍村、下伊那郡大鹿村

以上